

岡山県  
くりにん

NO.44  
2011.9



◆総会報告集◆

当協会第18回通常総会開催	1
<会長就任挨拶>新しい着想で新たな事業展開も！ (社)岡山県産業廃棄物協会 会長 岡本靖磨呂	4
<会長退任挨拶>各方面のご支援ご協力に感謝 (社)岡山県産業廃棄物協会 前会長 藏本 忠男	5
青年部会第12回通常総会が開催	6
公益社団法人全国産業廃棄物連合会第1回通常総会開催	7

◆特集◆

優良産廃処理業者認定制度について	8
------------------	---

◆行政ニュース◆

Q&A集 平成22年改正廃棄物処理法について	10
岡山県の産業廃棄物の排出及び処理状況について	16
産業廃棄物相談窓口のご案内	21

---

<世界見聞録26> 天山山脈西北最深部探索Ⅲ 倉敷芸術科学大学 河邊誠一郎	19
---------------------------------------	----

---

◆支部ニュース◆

<岡山東支部> 視察研修会の開催	22
<岡山東支部> 第18回岡山東支部総会・視察研修会	23
<東備支部> 東備支部総会	24
<倉敷南支部> 平成23年度倉敷南支部クリーン作戦	25
<備北支部> 備北支部クリーン作戦	26
<津山支部> 第22回支部総会を開催	27

◆事務局だより◆

中国地域協議会総会 山口市で開催	28
協会への入会勧誘のお願い	29
新規入会正会員紹介	30
平成23年度許可申請に関する講習会予定表 (近県抜粋)	31

◆青年部会のページ◆

全国青年部中国ブロック第8回通常総会	34
環境学習活動	35
第7回親子エコツアー	36
表紙カラーガイド／編集後記	38

# 当協会第18回通常総会開催

5月19日（木）午後2時から、社団法人岡山県産業廃棄物協会の第18回通常総会が、会員415名（うち委任状256名）の出席を得、関係各方面からのご来賓をお迎えして盛大に開催されました。

山陽美業(株)・室山宣英氏の司会によって始まった総会は、藏本会長が挨拶に立ち、東日本大震災の際、協力頂いた義援金を岡山県へ寄贈したこと、また、産業廃棄物業界は厳しい経営環境にあるが、循環型社会の



## 平成 23 年度 会長表彰受賞者

### ◎功労者（当協会の運営に功績顕著な者）

小野 勝 己（小野建設(株)）  
末 澤 由 博（末沢建設(株)）

### ◎優良事業所（産業廃棄物処理業の模範となり、当協会の運営に功績のあった企業）

ナカ重量株式会社  
株式会社翔善  
有限会社御津衛生センター  
ダイワスチール株式会社水島事業所  
備北興業株式会社  
有限会社クリーン湯ノ内

### ◎優良従事者（産業廃棄物処理業に従事する成績優秀な者）

石 原 省 吾（内海産業(株)）  
木 村 智 明（(株)石原工務店）  
清 水 謙 治（泉建設(株)）  
赤 木 治 基（(有)片岡久工務店）  
新 井 武 雄（(有)ダイテツ商会）  
田 中 正 浩（(有)吉美）  
近 藤 文 夫（(株)西日本アチューマツククリーン）  
鍛 示 誠 吾（中谷石油(株)水島本社）  
井 上 昇（高下興業(株)）  
児 玉 公 治（環境管理(有)）  
赤 本 弘 美（(株)ユアック）



構築や良好な生活環境の保全などを図る上で重要な役割を担っていること。この4月に改正された廃棄物処理法の的確な対応が求められていること。本日の総会は、定例の議案の他、一般社団法人への移行に向けての定款等の承認、任期満了に伴う役員改選を諮ることを述べた後、恒例の表彰式が行われました。これは、永年に渡って産業廃棄物処理業務に取り組み、その功績が顕著だと認められた個人または事業所を会長が表彰するもので、今年度は左の表に掲げる13名の方と6事業所が受賞されました。

おめでとうございます。受賞者を代表して、

末沢建設(株)の末澤由博氏が謝辞を述べられました。

続いて、ご来賓の方々よりご祝辞を頂戴いたしました。

議事に入る前に、議長に内海産業(株)・松本俊成氏を、議事録署名人に(株)デベロップ岡山・田口睦青、泉建設(株)・泉正昭の両氏を、それぞれ選出しました。松本氏が議長席について議事に入り、第1～第6の6つの議案について審議を行いました。

◇第1号議案 平成22年度事業報告の承認について

◇第2号議案 平成22年度収支決算報告の承認について

1、2号議案は一括上程され、稲村事務局長等の説明の後、監事の横山商事(株)横山万吉氏より適正妥当と認めた旨の監査報告がありました。

議長が議場に質疑を促したところ特に異議はなく、満場一致、原案どおり承認可決されました。

◇第3号議案 平成23年度事業計画(案)の承認について

◇第4号議案 平成23年度収支予算(案)の承認について

3、4号議案も一括上程され、稲村事務局長等



の説明の後、こちらも異議無く、満場一致で承認可決されました。

◇第5号議案 定款の変更の(案)及び法人名称の改正について

議長が上程し、稲村事務局長の説明の後、議長が議場に質疑を促したところ特に異議はなく、満場一致、原案どおり承認可決されました。

◇第6号議案 役員の変更について

任期満了に伴い、役員の変更が行われました。選考委員の泉建設(株)・泉正昭氏から理事、監事の選考結果について報告があり、原案どおり承認可決されました。





その後、理事の互選により会長、副会長、専務理事、常任理事を決定、泉建設(株)・泉正昭氏から発表されま

した。

新しい役員を代表して、新会長に選任された倉敷企業(合資)・岡本靖磨氏から挨拶がありました。

以上で議案の全てが終了し、議長解任後、横田一夫副会長が閉会の辞を述べて、第18回通常総会を終了しました。

この後、岡山県環境文化部循環型社会推進課総括主幹高橋和宏氏をお迎えして、講演会が行われました。「廃棄物処理法の改正について」と題して約40分間にわたってお話いただき、参加者一同、熱心に拝聴いたしました。



### ●新役員名簿

役職名	氏名	事業所名
会長	岡本 靖磨 氏	倉敷企業合資会社
副会長	横田 一夫 氏	エコシステム山陽(株)
	大塚 雅司 氏	タマタイ産業(株)
	内田 篤志 氏	内田工業(株)
専務理事	稲村 義博 氏	(社)岡山県産業廃棄物協会
常任理事	松本 俊成 氏	内海産業(株)
	井上 実 氏	(有)井上設備
	横山 忠彦 氏	横山商事(株)
	室山 宣英 氏	山陽美業(株)
	藤原 浩司 氏	(有)藤充建設工業
	岩元 博 氏	山陽環境開発(株)
理事	原野 健一 氏	牛窓港湾運輸(株)
	田中 敏郎 氏	日本エクスラン工業(株)西大寺工場
	林 茂樹 氏	(株)日本資源開発社
	石原 孝 氏	(株)石原工務店
	前田 功 氏	(株)蓬莱組

役職名	氏名	事業所名	
理事	泉 正昭 氏	泉建設(株)	
	藤井 武士 氏	(株)岡清組	
	田口 睦青 氏	(株)デベロップ岡山	
	中野 治 氏	中野開発(株)	
	小野 勝己 氏	小野建設(株)	
	惣市 卓久 氏	(有)岡山清掃	
	岸田 修一 氏	水島エコワークス(株)	
	吉田 栄一 氏	NIK環境(株)	
	高谷 耕治 氏	(株)高谷建設	
	田口 芳美 氏	(株)新岡山工業	
	河原 徹 氏	エコシステムジャパン(株)	
	近堂 申洋 氏	坂田砕石工業(株)	
	渡辺 伸一 氏	(社)岡山県産業廃棄物協会	
	監事	妹尾 智行 氏	クラレテクノ(株)倉敷営業所
		加藤 聡 氏	加藤聡税理士事務所

# 新しい着想で新たな事業展開も！

(社)岡山県産業廃棄物協会 会長 岡本 靖磨呂

このたび会長という大役をお受けし、果たすべき責任の重さと使命の大きさに決意を新たにするとともに、身の引き締まる思いであります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、3月に発生した東日本大震災の折には、義援金等につきまして、多大なるご協力をいただきましたこと心から御礼申し上げます。

また、被災地のがれき処理がなかなか進まず、生活環境への影響などが指摘されていますが、今後は産業廃棄物処理業界の積極的な支援活動が必要になる場面も生じてくるのではないかと考えています。



一方、生産活動が停滞する中、産業廃棄物処理業界も厳しい環境におかれています。岡山県が22年度に実施した産業廃棄物実態調査報告書によれば、産業廃棄物排出量の21年度実績は16年度実績に比較して、17.8%減の5,738千トンとなっており、最終処分量は同じく34.3%減の335千トンとなっています。

そして、産業廃棄物の適正処理から、資源循環型、低炭素社会の構築が求められている昨今、産業廃棄物処理業者が事業を持続継続していくためには、経済状況や社会情勢の変化に対応できる体制を構築していくことが肝要であり、さらには、新しい着想で新たな事業展開も検討すべきではないかと考えます。

この4月に施行されました改正廃棄物処理法は、排出事業者による適正処理の確保や処理施設の維持管理対策の強化などがありますが、とりわけ認定を受けると通常5年の許可の有効期間が7年になるなどのメリットのある優良産廃処理業者認定制度に着目しています。

これらの法改正による新制度を活用して、より一層社会の信頼が得られる業界に成長してまいりたく、また、公益法人制度改革に伴い、来年度以降は、当協会も現在の社団法人から一般社団法人へ移行して運営する予定であります。

いくつかの課題はありますが、私たちが携わっている産業廃棄物関連事業の果たすべき役割、すなわち持続可能な社会の実現に貢献し、良好な生活環境の保全と産業の健全なる発展に果たすべき役割は、益々大きくかつ重要となってきた現在、更なる業界の健全育成や社会的地位の向上に向けた各種事業に積極的に取り組み、会員の皆様とともに協会の発展に邁進する所存であります。

今までと同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

# 各方面のご支援ご協力に感謝

(社)岡山県産業廃棄物協会 前会長 藏本 忠男

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび任期満了により、会長の職を退任するにあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は、社団法人の設立当初の平成5年から会長職に就任し、9期18年間、会長職を務めさせていただきました。その間、会員の皆様には協会の運営等に対しまして、多大なご支援、ご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

就任当時を振り返りますと、我が国の廃棄物対策は戦後の経済発展を優先する中で、大量生産・大量消費の中膨大な副産物を排出し、その処理については「片付けられるゴミだけ目の前から片付ける」「臭いものに蓋をする」その場しのぎの対応や「安かろう悪かろう」の処理現場等、不適切で対応が行なわれがちでありました。その結果、豊島に代表されるような大規模な不法投棄や、PCB等負の遺産の蓄積、最終処分場の逼迫等さまざまな環境問題が生じ、資源の枯渇も懸念されるようになりました。

このような状況を打破する為、廃棄物対策の大転換が行なわれ、廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化、容器包装リサイクル法等各種リサイクル法の制定と拡大、生産者責任の導入、PCBなど負の遺産の処理、ダイオキシン類の削減目標の達成、循環型社会形成推進基本法及び、循環型社会形成推進基本計画の策定等、廃棄物政策の改革が行われました。

そのような中、当協会におきましては、平成12年には、産業廃棄物が不法投棄された場合の原状回復措置をとることができるシステムの構築のため、岡山県、岡山市、倉敷市の補助金と併せて「岡山県産業廃棄物対策基金」を創設し、平成17年には「岡山県との災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」を締結するなど、行政施策へ協力してまいりました。

さらに、研修会の開催や生活環境の保全等に関する普及啓発等の事業を実施するなどして、この18年間「生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する」という当協会の使命を果たすべく取り組んでまいりました。また、会長の大任を全うすべく努力できましたのも、ひとえに皆様のご支援ご協力をいただけたからこそと感謝に思うものです。

新会長の岡本さんは、長年にわたり副会長として協会に大いに貢献されておられます。岡本さんが新会長となられ、ますます当協会や産業廃棄物業界が更に発展するものと確信し、今後は顧問として微力ながら貢献させていただく所存であります。

最後になりましたが、当協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げ、感謝とお礼の挨拶とさせていただきます。



# 新役員が選出

## 青年部会第12回通常総会が開催

平成23年5月19日(木)岡山プラザホテルにて、社団法人岡山県産業廃棄物協会青年部会の第12回通常総会が開催された。木下部会長の開会挨拶の後、親会の藏本会長よりご祝辞を頂いた。議事については、1号議案から7号議案まですべての議案が承認され、議事終了後には親会の岡本副会長より青年部会の担当理事として激励のお言葉を頂戴した。また、本年度は任期満了に伴う役員改選があり、畑英男部会長をはじめとする新役員(別表参照)が選出された。平成24年11月には、岡山の地で社団法人全国産業廃棄物連合会青年部協議会の全国大会が予定されており、木下部会長が全国大会の担当として全産連青年部協議会へ出向する旨が伝えられた。事業計画については、本年度も「親子エコツアー」「小学校での環境学習」「各種勉強会」「視察研修」などが承認された。

### [議 事]

- 第1号議案 平成22年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成22年度収支決算報告の承認について
- 第3号議案 平成23年度事業計画(案)の承認について
- 第4号議案 平成23年度収支予算(案)の承認について
- 第5号議案 社団法人岡山県産業廃棄物協会青年部会規約改正について
- 第6号議案 役員改選について
- 第7号議案 その他

### 就任挨拶

#### 青年部会 会長 畑 英男

岡山県産業廃棄物協会青年部会の総会にて、新会長となりました。中央支部の畑です。よろしくお願いいたします。

私は、青年部の事業として、会員相互、並びに各種団体とのネットワークの構築を図り研修会・勉強会を通じて、自己啓発に努めるとともに、「親子エコツアー」「環境学習」を継続・実施して、産業廃棄物に対する意識の向上と協会の発展に努力したいと思います。

来年度は、全国産業廃棄物連合会・全国青年部協議の全国大会が岡山で開催されますが、大成功させたいので、皆様のご指導・ご鞭撻、またご協力の程、宜しく申し上げます。

尚、未来ある青年部・部員の募集をしています。ご希望の方は協会事務局宛てにご連絡ください。

### [新役員名簿]

役職名	氏 名	会 社 名
会 長	畑 英男	妹尾産業(有)
副会長	木下 聖士	新岡山陸運(株)
	藏本 悟	(株)西日本アチューマツトクリーン
	中村 康德	(株)アクア美保
幹 事	蓬萊 富孝	(株)蓬萊組
	佐藤 正行	(株)製紙原料佐藤商店
	井上 正士	倉敷企業合資会社
	八巻 勝紀	(協)倉敷市環境保全協会
	田中 剛	(株)田中商会
	田中 久也	(有)田中善昭商店
	塩田 誠	(株)美建ビルサービス
	西本 晃章	(株)フルカワ商事
	高谷 耕治	(株)高谷建設
監 事	栗原 康彦	エコシステムジャパン(株)
	片岡 重治	(有)片岡久工務店
	野田 和生	野田商事運輸(株)





# 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 第1回通常総会開催

平成23年6月17日（金）、全国産業廃棄物連合会は、公益社団法人移行後初となる第1回通常総会が、環境省ほか関係団体から多数の来賓を迎えて、東京都港区元赤坂の明治記念館で開催されました。当協会からは岡本会長をはじめ7名が出席しました。

## ●総会

石井連合会会長の開会挨拶の後、来賓各位からご挨拶をいただきました。引き



続き議事に入り、次の3つの議案の審議と2つの報告事項がありました。

- ・第1号議案 平成22年度事業報告並びに平成22年度収支決算承認の件
- ・第2号議案 平成23年度会費減免承認の件
- ・第3号議案 役員補充選任の件

(報告事項)

- 1 平成23年度事業計画に関する件
  - 2 平成23年度収支予算に関する件
- すべての議案が原案どおり可決承認されました。

## ●表彰式

続いて表彰式に移り、当協会からは次のとおり、1氏と1事業所が受賞されました。

### ◎地方功労者

畑 貞夫（妹尾産業(有)代表取締役）

### ◎地方優良事業所

株式会社デベロップ岡山（代表取締役 田口 睦青）

## ●講演会

この日の講師は元巨人軍の桑田真澄氏。「夢をあきらめない」という演題で、大変意義のあるお話を聞かせていただきました。

## ●懇親会

表彰式終了後、懇親会が催され、来賓の国会議員の諸先生、各県の代表者の方々と懇談のひとつ時を持ちました。



石井連合会会長挨拶

# 優良産廃処理業者認定制度について

## 1 制度の概要

平成23年4月1日から新しく「優良産廃処理業者認定制度」が始まりました。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

### ☆メリット

- ・通常5年の許可の有効期間が7年となります。
- ・許可証に「優良」マークが記載されます。
- ・優良認定業者の情報はインターネット上で広く公表され、排出事業者等はその情報を検索できます。

この制度において、産業廃棄物処理業者が優良認定業者と認められるためには2通りの方法があります。

#### 【優良認定】

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて県知事、政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるものです。

#### 【優良確認】

平成23年4月1日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了日までの間に、県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けるというものです。この申請は、許可の有効期間の満了日までの間であれば、任意の時点で行うことができます。

## 3 優良基準

優良基準は、(1)遵法性、(2)事業の透明性、(3)環境配慮の取組、(4)電子マニフェスト、(5)財務体質の健全性、(6)その他（5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。優良確認の場合のみ）です。

各基準についての概要は次の表のとおりです。

＜優良基準の全体像＞

基準	概要
遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。
その他	（優良確認の場合のみ）5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。

## 4 申請について

### (1)申請方法

優良認定又は優良確認の申請をする場合、(2)の該当申請先に書類を提出してください。なお、誓約書（様式1）等の様式は、岡山県循環型社会推進課ホームページからダウンロードできます。アドレスは以下のとおりです。

- ・ [http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=30](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30)

### (2)申請先

現在の許可を受けた県民局へ正本1部を提出してください。

- 岡山県備前県民局環境課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 TEL：086(233)9805
- 岡山県備中県民局環境課 〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL：086(434)7007
- 岡山県美作県民局環境課 〒708-8506 津山市山下53 TEL：0868(23)1243

※岡山市、倉敷市での許可についてはそれぞれの産業廃棄物対策課

\*参考 環境省マニュアル：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

## Q&A集 平成22年改正廃棄物処理法について

平成23年5月18日 環境省

### Q&A集における定義

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

改正法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）

改正令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）

改正規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）

旧規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

### ■廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可に係る欠格要件の見直し

Q 1. 改正法の施行前に、法人の役員が、改正後は許可の取消しが連鎖しない軽微な欠格要件に該当し許可を取り消された場合において、改正法の施行後に当該法人は当該役員を除外すれば5年を待たずに許可を受けることはできますか。

A 1. できます。

Q 2. 行政庁が、法人に対して施行後に報告徴収等を行った結果、施行前に不法投棄を行っていた事実が判明した場合、当該事由は改正法の施行前に生じた不法投棄となり、改正法附則第3条第1項は適用されますか。

A 2. 適用されます。

### ■定期検査

Q 1. いわゆるミニ処分場については、定期検査は義務付けられていないのですか。

A 1. 平成9年改正法の施行日以降、何ら変更がされていないミニ処分場については、そのとおりです。

Q 2. 休止中の焼却施設や埋立終了後廃止前の最終処分場は定期検査の対象になりますか。

A 2. 対象となります。

Q 3. 市町村が設置した届出施設についても定期検査の対象になりますか。

A 3. 対象となりません。

Q 4. これまでの制度改正によって許可を受けたものとみなされた施設は、定期検査の対象になるのか。また、経過措置の適用についてはどうなりますか。

A 4. 廃棄物処理施設の設置許可を受けたものとみなされた者についても、定期検査の対象となります。また、改正法の施行後初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けた年月日又は許可を受けたものとみなされた年月日に応じて以下のとおりとなります。

許可を受けた年月日又は許可を受けたものとみなされた年月日	受検期限
平成5年3月31日以前 (※平成23年1月28日付け官報(号外第18号)において、平成4年3月31日以前と記載されておりましたが、官報の内容が誤りであったため、訂正後の記載をしております。)	平成24年3月31日まで
平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間	平成25年3月31日まで
平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間	平成26年3月31日まで
平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間	平成27年3月31日まで
平成15年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成28年3月31日まで

- Q 5. 設置の許可は受けたが、実際にはほとんど使用していない場合でも、定期検査を受けなくてはならないのですか。  
A 5. 受ける必要があります。
- Q 6. 自ら処理を行う場合には、設置の許可を受けていても定期検査は受けなくてもよいですか。  
A 6. 受ける必要があります。
- Q 7. 受検期限内に定期検査を受けない（申請書を提出しない）産業廃棄物処理施設設置者は、施設の使用停止命令の対象となりますか。また、受検期限が迫っているにもかかわらず申請書を提出しない者は、定期検査を「拒み、妨げ、忌避した者」に、該当しますか。  
A 7. 申請書を提出しない者は、使用停止命令の対象となり得ます。また、申請書を提出するよう指導を繰り返したにもかかわらず申請書を提出しない者については、「忌避した者」に該当します。

## ■維持管理情報の公表

- Q 1. 公表方法については「インターネットの利用その他の適切な方法」で行うこととされているが「その他の適切な方法」とはどのような方法ですか。  
A 1. 幅広い関係者が維持管理情報にアクセスできるようにするという観点から、インターネットでの公表が原則ですが、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの困難な場合には、その他の適切な方法として、求めに応じてCD-ROMを配布する方法や紙媒体での記録を事業場で閲覧させる方法が考えられます。
- Q 2. 市町村が設置した届出施設についても、情報の公表を行わなければならないのですか。  
A 2. そのとおりです。
- Q 3. 平成23年4月1日時点で、過去3年間分の維持管理情報を公表する必要がありますか。  
A 3. 公表する必要がある維持管理情報は、平成23年4月1日以降に実施した措置の内容に限られます。
- Q 4. 連続測定値については、1時間平均値を公開すればよいのですか。  
A 4. 現行の記録の閲覧制度（法第8条の4及び第15条の2の4）において記録している事項を公開してください。

## ■排出事業者が産業廃棄物を事業場外で保管する際の事前届出制度

- Q 1. 囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算定するのですか。  
A 1. 囲いを設置せずに廃棄物を保管することは、処理基準違反です。ただし、保管場所の面積の算定に当たっては、保管の用に供される場所の面積により算定することとなります。
- Q 2. 事業者が複数の保管施設を有している場合、届出単位は事業者ごと又は保管施設ごとのどちらとなるのですか。  
A 2. 届出単位は、事業者ごととなります。
- Q 3. 事業場外に複数の保管場所を有する場合、それぞれの保管場所は300m<sup>2</sup>未満であるが合計した面積が300m<sup>2</sup>以上であるときに届出は必要ですか。  
A 3. それぞれの保管場所が離れた場所にあり、空間的に異なる場所であれば届出は不要ですが、空間的に同一の場所と言える場合には、届出は必要です。
- Q 4. 保管の用に供される場所の面積の判断として、例えばコンテナを用いて保管する場合、どのように計算すればよいですか。  
A 4. コンテナにより保管が行われている場合には、当該コンテナの底面積の合計により計算します。
- Q 5. 保管基準に違反している等の理由で行政庁は届出の受理を拒否してもよいでしょうか。  
A 5. 行政手続法上、届出の不受理は違法です。
- Q 6. 建設工事には、プラントの設置・撤去・一部改造などの工事は含まれますか。  
A 6. 含まれ得ます。

- Q 7. 敷地面積が300m<sup>2</sup>以上である建物を解体し、解体現場において廃棄物を保管することがあります。この場合も届出が必要ですか。
- A 7. 当該届出制度の対象は、事業場外において保管する場合に限定されていることから、事業場である解体現場内において保管する場合には、届出の必要はありません。

## ■排出事業者による処理状況の確認努力義務

---

- Q 1. 必ずしも実地確認を行わなくてもよいのですか。
- A 1. 処理の状況について適切に確認していれば、必ずしも実地に行くことを求めるものではありません。
- Q 2. 確認を怠っていた場合、罰則の対象となりますか。
- A 2. 努力義務であるため罰則の対象となることはありませんが、法第19条の6の規定に該当する場合には、措置命令の対象となり得ます。

## ■多量排出事業者による処理計画等の作成義務

---

- Q 1. 平成23年4月1日から6月30日までの間に提出する、平成22年度の計画に対する実施状況報告は、新様式によるのですか、それとも旧様式によるのですか。
- A 1. 新様式によります。ただし、計画は旧様式により作成しているため、埋められない部分は空白で提出することも可能です。
- Q 2. 様式第2号の9及び第2号の14の第2面中「実績値」の欄には何を記載するのですか。
- A 2. 第2面中の表に記載した数字に対応した数値を記載します。そのため、例えば実績値の欄の「[1]排出量」の項目には表中の「[1]排出量」に記載した値と同じ値を記載することとなります。
- Q 3. 行政庁は、インターネットによる公表をいつまでの間行うこととなりますか。
- A 3. 翌年度の計画又は報告が出てくるまでです。翌年度の排出量が1,000トン未満で、計画又は報告の対象とならなかった場合、1年間（平成23年度に作成した計画については、10月1日から6月30日まで）公表することが考えられます。
- Q 4. 翌年度の排出量が1,000トン未満であったとしても、計画の計画期間が5年間だった場合、行政庁は5年間公表し続けることが必要ですか。
- A 4. 不要です。仮に計画の計画期間を5年間とした場合であっても年度ごとに計画を作成する必要があり、公表の義務がかかるのは各年度分のみとなります。
- Q 5. 処理計画等は電子ファイルでの提出を可能としたとのことですが、廃棄物処理法上の根拠条文が見当たりません。
- A 5. 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）において措置しております。
- Q 6. 行政庁は、平成23年10月1日までは、旧規則に基づく縦覧を行わなければならないのですか。
- A 6. そのとおりです。ただし、この縦覧は、インターネットの利用により行うことが可能です。
- Q 7. 処理計画書において、「優良認定処理業者への処理委託量」及び「認定熱回収業者への処理委託量」を記載することとなっています。しかし、これらの認定制度は平成23年4月1日より開始されたばかりであり、認定業者数も少ないことから、処理計画書の作成時点において、これらの業者への処理委託量を記載することは困難です。どのように記載すればよいでしょうか。
- A 7. 例えば、「優良認定処理業者への処理委託量」欄及び「認定熱回収業者への処理委託量」欄には、「-」又は「0」と記載し、必要があれば、その下の「(今後実施する予定の取組)」欄に、検討中の取組内容を記載していただくことが考えられます。

- Q 8. 処理計画書及び実施状況報告書の様式中、「再生利用者への処理委託量」及び「認定熱回収業者への処理委託量」を記載することとなっています。認定熱回収業者に処理を委託した場合には、サーマル・リサイクルがなされていることから、当該業者への委託量は、「再生利用者への処理委託量」欄及び「認定熱回収業者への処理委託量」欄の双方に記載することとなるのですか。
- A 8. 廃棄物処理法上、再生利用と熱回収は、別の概念として整理されています。これは、廃棄物の処理も含めた基本法である循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における整理に基づくものです。そのため、認定熱回収業者に処理を委託した場合には、「認定熱回収業者への処理委託量」欄にのみ記載することとなります。

## ■マニフェスト保存義務の強化

- Q 1. 旧規則第8条の20において保管が義務づけられていた「交付した管理票の控え」と、今回の法改正で義務づけられた「管理票の写し」は同じものでしょうか。
- A 1. 同じものです。

## ■処理困難通知

- Q 1. 処理困難通知を受けた排出事業者等がとるべき措置について、どのような措置が考えられますか。
- A 1. 例えば、通知を発出した産業廃棄物処理業者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該処理業者に新たな処理委託を行わないこと等が考えられますが、具体的な措置の内容については、個別の状況に応じて異なります。
- Q 2. 処理困難通知の様式を定める予定はありますか。
- A 2. ありません。
- Q 3. 処理困難通知を出すべき委託者の範囲はどこまでですか。
- A 3. 条文上、「現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を・・・その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない」とされています。そのため、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者全てに対して通知する必要があります。
- Q 4. 事前に予定していた点検を行う場合も処理困難事由に該当しますか。
- A 4. 該当しませんが、必要に応じて委託者に情報提供していただくことが望ましいと考えます。

## ■報告徴収・立入検査の対象拡充

- Q 1. 「その他の関係者」とは、具体的にはどのような者が想定されますか。
- A 1. 例えば、所有、管理又は占有する土地において不適正処理が行われることを承諾又は黙認するなどして不適正処理に関与しているものの、自らは廃棄物の収集・運搬・処分を行っていない土地の所有者、管理者又は占有者などが該当すると考えられます。

## ■建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化の例外

- Q 1. 法第21条の3第3項の「請負契約」とは誰と誰との間で締結された契約を指すのですか。
- A 1. 元請業者と1次下請負人との間で締結された契約を指し、下請負人と下請負人の間で締結された契約は含みません。
- Q 2. 下請負人が携行しなければならない別紙の押印については、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者とされていますが、個人名ではなく、例えば「〇〇所長」のように役職名の印でも構いませんか。
- A 2. 基本契約書と別紙を符号できればよいことから、基本契約書において、個人ではなく「〇〇所長」が法第21条の3第3項に基づき収集運搬することとされているのであれば、役職名でも問題ありません。

- Q 3. 別紙は、1回の収集運搬につき1枚用意する必要がありますか。例えば、3m<sup>3</sup>の廃棄物を3回に分けて収集運搬する場合には、3枚の別紙が必要になるのですか。
- A 3. 3回の収集運搬について、1枚の別紙にまとめることは可能です。ただし、その場合であっても、1回に収集運搬する廃棄物の量がそれぞれ1m<sup>3</sup>以下であることが分かるよう別紙を作成する必要があります。
- Q 4. 法第21条の3第3項の適用を受け、下請負人が自ら運搬する場合、車両表示はどのように行うのですか。
- A 4. この場合において、当該下請負人は、「事業者」の立場を有していることから、「事業者」としての車両表示を行うこととなります。
- Q 5. 法第21条の3第3項の適用を受け、下請負人が自ら運搬する場合、「事業者」としての書面の備え付けが必要となるのですか、それとも「法第21条の3第3項に規定する場合において第18条の2に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人」としての書面の備え付けが必要となるのですか。
- A 5. この場合における下請負人は、「法第21条の3第3項に規定する場合において第18条の2に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人」及び「事業者」の双方の立場を有することから、双方の立場として書面を備え付けることが必要となります。
- Q 6. 建設工事に関する基本請負契約を修正するのは困難なため、発注書や注文書などに法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物の運搬については下請負人が行う旨を記載することとしたいのですが、可能ですか。
- A 6. 発注書や注文書が建設工事に関する請負契約の一部である場合には、可能です。
- Q 7. 平成23年2月4付け環廃対発第110204005号／環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課／産業廃棄物課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」中の別記様式裏面中、「運搬を行う従業員の氏名」と「運搬車の車両番号」の記載欄がありますが、当該別記様式を取り交わす段階ではこれらの記載事項を把握することは難しく、現場で改めて追記するという運用は可能でしょうか。
- A 7. 事前に記載しておくことが望ましいですが、事前に把握することが困難である場合には、元請業者と下請負人の合意の下、現場で記載することも差し支えありません。
- Q 8. 下請負人が無許可で規則第18条の2の条件を満たさない廃棄物を運搬した場合、下請負人及び元請業者はどのような処分を受けるのでしょうか。また、下請負人が許可を持っていた場合はどうでしょうか。
- A 8. 下請負人が無許可で規則第18条の2の条件を満たさない廃棄物を運搬した場合、書面による請負契約で定めるところにより運搬していたとしても、法第21条の3第3項に基づく運搬とは認められず、当該下請負人は無許可営業（法第25条第1号）又は受託禁止違反（法第25条第13号）等の罪に問われる可能性があります。このとき、元請業者は委託基準違反（法第25条第6号）等の罪に問われる可能性があります。
- また、下請負人が収集運搬の許可を有していた場合であっても、下請負人は産業廃棄物管理票に係る引受禁止違反（法第29条第7号）の罪に問われる可能性があり、このとき、元請業者は委託基準違反の罪に問われることとなります。
- なお、いずれの場合であっても、下請負人が不適正な運搬を行った結果、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、元請業者は措置命令の対象となり得ます。
- Q 9. 法改正に伴い、平成6年8月31日付け衛産第82号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（いわゆるフジコー通知）の扱いは、どうなるのですか。
- A 9. 当該通知は、平成23年3月30日付けで廃止いたしました。
- Q10. 法第21条の3第1項について、元請業者と下請負人の契約により、下請負人を排出事業者とすることはできますか。
- A10. できません。
- Q11. 法第21条の3第3項の適用を受けて下請負人が運搬を行う場合、処分の委託に係るマニフェストは下請負人が交付すればよいのですか。
- A11. この場合であっても、元請業者がマニフェストを交付する必要があります。



Q12. Q11の場合、下請負人の氏名等を運搬受託者欄に記入すればよいのですか。

A12. この場合、元請業者と下請負人の間に委託関係はないため、運搬受託者欄は空欄となります。

Q13. 法第21条の3第4項が適用される場合において、下請負人が他人に処理を委託した産業廃棄物の排出事業者は、当該下請負人になるのですか。

A13. この場合、マニフェストの交付義務や委託基準の遵守義務等の規定の適用については、下請負人が排出事業者となりますが、その他の規定の適用については、元請業者が排出事業者となります。

## ■収集運搬業許可の合理化

Q 1. A県許可（許可品目は、a,b,c）及びA県内の政令市B市許可（許可品目は、a,b,d）を有する者は、平成23年4月1日以降、B市内においてもcを収集運搬できますか。

A 1. できます。

Q 2. 経過措置の適用を受け、引き続き政令市の許可が有効とされ、施行日以後に都道府県の変更の許可を受けたことにより、経過措置の適用から外れ、政令市の許可が失効した業者について、変更の許可を受けた後に都道府県の許可を取り消された場合、政令市の許可が復活しないよう、改めて政令市は許可を取り消さなければならないのでしょうか。

A 2. 取り消す必要があります。

Q 3. A県許可とA県内の政令市B市許可を有していたことから、平成23年4月1日にB市許可が失効しました。A県とB市に届け出ている車両が異なる場合には、どのような手続が必要ですか。

A 3. 今後、A県に届け出ていなかった車両を使用する場合には、A県に変更の届出をする必要があります。

Q 4. 市の許可品目の方が県の許可品目よりも多いため、経過措置の対象となっていますが、市からは県の変更許可を受けるように指導されました。なぜでしょうか。

A 4. 経過措置は、市の許可から県の許可への移行のための準備期間として設けたものです。そのため、経過措置が切れた後も現在の市の許可の範囲で業を行う場合には、市の許可の有効期間が切れる前に、県の許可に移行していただく必要があります。

## ■優良産廃処理業者認定制度

※優良産廃処理業者認定制度のページを参照のこと。

環境省ホームページ  
環境省>廃棄物・リサイクル対策>廃棄物処理の現状>

<平成22年改正廃棄物処理法より転載>

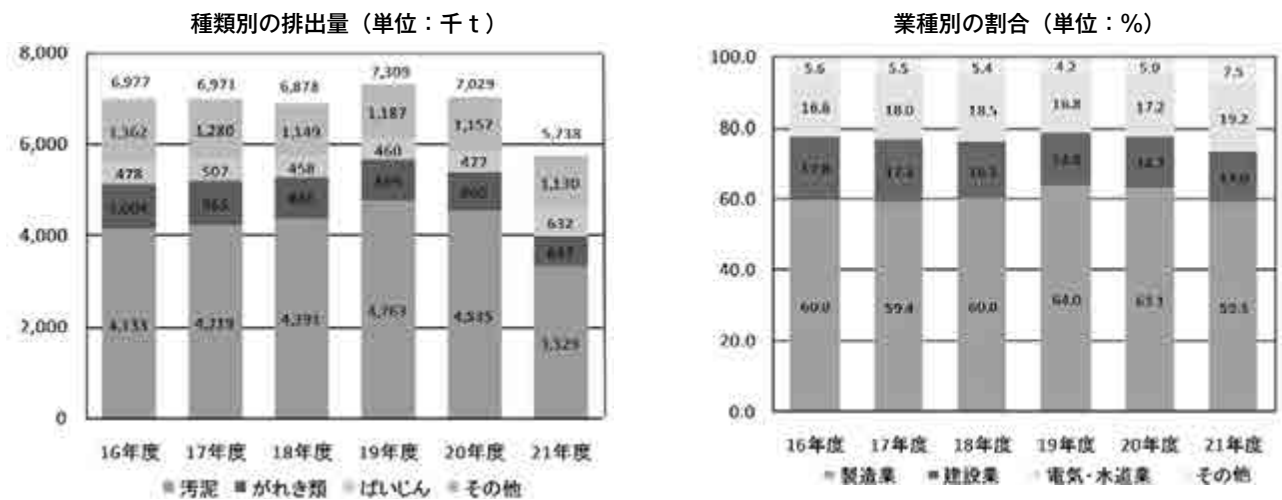
# 岡山県の産業廃棄物の排出及び処理状況について

岡山県では、平成18～22年度に第2次岡山県廃棄物処理計画（以下「2次計画」という。）に基づき、産業廃棄物の排出抑制及び循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進を循環型社会の形成に向けた重点施策として取り組んできたが、近年の県内事業所で発生する産業廃棄物の排出及び処理状況については、次のとおりである。

本年度、2次計画での課題等を検証し、第3次岡山県廃棄物処理計画を策定することとしている。

## 1 排出状況

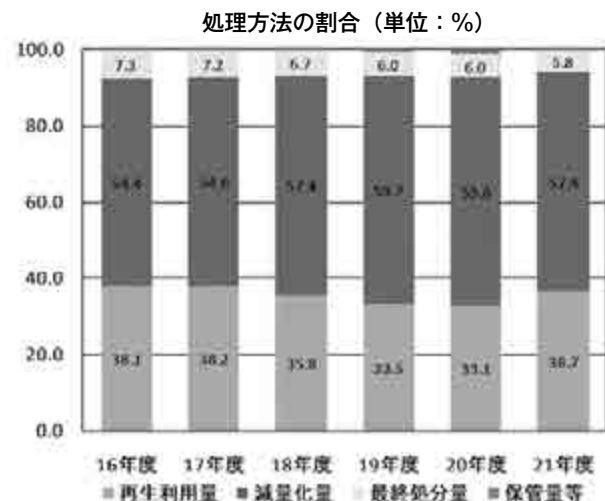
平成21年度の排出量は5,738千tであり、2次計画目標の7,000千tを下回った。また、種類別では汚泥の排出量が最も多く、業種別では製造業の占める割合が高くなっている。



## 2 処理状況

平成21年度の再生利用量は2,107千t（排出量の36.7%）であり、今後、汚泥等再生利用率の低い産業廃棄物について、再生利用率の向上を図る必要がある。

また、平成21年度の最終処分量は335千t（排出量の5.8%）であり、計画目標の410千tを下回った。



【第2次計画目標】

	16年度	21年度	目標 (22年度)
排出量(千t)	6,977	5,738	7,000
再生利用率(%)	38.1	36.7	39.0
最終処分量(千t)	510	335	410

※16年度は目標策定の基準年度

# 天山山脈西北最深部探索Ⅲ

## 3度目も正直

倉敷芸術科学大学

河邊誠一郎

“世界の中心で降ろして!”。37ドルを懐に、田舎から初めて出てきたあのマドンナが、ニューヨーク・ヒースロー空港のタクシー運転手に言った言葉である。その後、マドンナは、ニューヨーク・タイムズ・スクエアに行き、大成功を収めている。

2010年6月、我々新疆ウイグル探検隊は、アジアの中心（ウルムチ市郊外にある）から、ユーラシア大陸の中心を目指して、天山山脈の西北部、中国—カザフスタン国境にほど近いジュンガル盆地の大平原をひた走っていた。

午前中、植物班が山麓のリンゴ・アーモンドの野果林の調査を行っている間、我々昆虫班は、より高山地帯の珍蝶を求めて必死に岩場をよじ登ったものの、ろくな成果も得られず、空しく引き上げてきていた。

唯では転ばぬ我々ご一行である。それでは帰りの駄賃とばかり、少し回り道ではあるけれど、ユーラシアの中心の探索を試みたのだった。

## ユーラシア(欧州・亜細亞) 大陸の中心

今から25年も前の1986年、中国がまだまだ閉ざされた国であった時代に、イギリスの若者2人が、この地球のヘソを目指して、バングラディシュから自転車を駆って、未開放区であったこの地へ潜入している（何と、今でも規制区域であった）。

我々も同じころ、中国内モンゴルーソ連（当時）



“世界の中心へ”

国境を旅し、行く先々での入境許可書の入手に四苦八苦している。我々の場合には、元女優の美人通訳・ガイドがついてくれ、比較的スムーズに目的地へ潜り込むことが出来た。幸運も重なって、偶然列車内で出会った大人は目的地を管轄する林業局副局長だったりもして、好待遇を得た。列車はまだまだ火車（ホーシャ：蒸気機関車）が活躍していた。日本語の喋れるトナカイ遊牧民：オロチョンにも出会って森のなかのパオで歓待を受けた。酒攻めにも遭った。戦後初めての日本人だったので、行く先々で歓迎された。その記録をクリン19号から6回シリーズで、大興安嶺探検



ユーラシア大陸のヘソ  
（位置、大きさの為のヘソのない置ガエル）

記として紹介している。今でもそれは人生で最大最高の旅となっている（終わり方が最高だった）。

イギリスの若者

2人はガイドもなく、自由の国から、中国の内情も知らぬままに、新疆の砂漠を突っ走っていて、砂塵と強風に苦しめられ、官憲に追い回され、拘束されながらも、何とかユーラシア大陸の中心(らしき場所)にたどり着いている(奥アジア冒険5600キロ：心交社)。

出発前、偶然その手記を目にしている、我々もあわよくば・・・と考えてはいた。しかし、調査中心の旅である。実現するとは思ってはいなかった。

かつては一木の遮るものもなかった広大な平原。そこで厳冬の強風に吹き飛ばされ行方不明になった住民が、春になって40キロメートルも先で見つかったと言われるほどの(前述)大平原を、あちこち彷徨い、迷った挙句、どうにか探し当てることが出来たユーラシア大陸：欧州・アジアの“ヘソ”：がそこにあった。

今では、大切な観光資源としてきれいに整備されていて、広大な土漠平原の中に、不釣り合いなほどの施設がそこに出現していた。

通常は、ほとんど観光には縁のない調査行ではあるが、その日の貧成果に感謝したものだ。

その年、春先から豪雨が続き、当初の計画：天山奥地へのテント持参、ロバによる渓谷遡上による奥地天山山脈の調査は断念せざるを得ず、比較的街に近い被害の少なかった地帯に限定されてしまっていて、我々昆虫班にとっては、何とも腕の振るいようのない計画となっていた。

それを気の毒に思ってくれた、大石隊長はじめ、植物・野果林調査の主メンバーからは、可能な限りの奥地、高山地帯へのアタック計画(別働隊を含め)も配慮してもらっていた。しかし、主要都市解放区(20年前ならともかく、

辺境の地では、未だに制約が厳しい)からの日帰り調査・遠征はかなりの強行軍をしても今一步で目的の場所にはたどり着けず、涙を呑む連続と



中心を示す地図の上で



亜欧大陸の中心で



流れる河原をものともせずランドクルーザーは奥地へ、国境地帯へなった。同行の旅行社ガイドも何とか当局との折り合いぎりぎりの線で、遠出を考えてくれた。それでも少し国境地帯に寄りすぎて、電波の範囲から逸脱し、しばらく通信が出来なかったとの理由で、再度スパイの嫌疑を受けもした。そして、再度の搜索(持ち物全ての捜査)である。

我々は彼らの意図する(スパイ?テロリスト?)ような、疑わしいものは何もない(はず・・・実際にガイドブック、パンフレット以外は、ビデオも含めて無事であった)と、相談の結果、採集品、調査資料、お土産品、下着類を含め、全て晒すことに決めたのだ。

しかしさすがにデータ記録用GPSだけは危ない。安全な場所へそっと避難させた。

## 最後のチャンスに賭ける

このあまりの厳しいチェックに気分を害され、また、近場周辺の悪環境(旱魃、乾燥)もあって、まだこの地での探索調査は残っていたものの、早々にこの地を後にしてジュンガル盆地の沙漠地

帯の調査に移ることに決めた。

しかし、沙漠へ入ってしまうと、もう高山蝶類は望めない。我々昆虫班は、この辺境の大草原地帯へ入ってくる時、巨大風車が林立しているその奥に、素晴らしい山脈を見付けていた。そこには、巨岩、ガレ場が望まれ、谷筋には未だに雪が残っていて、高山植物などもありそうであった。最後に半日でいいからそこを探索してみたいとの昆虫班の提案が受け入れられ、全員でその山脈の一部を探查することとなった。



最後に、あの雪の尾根へ！

植物班は、その途中まで初日に入っていて、野果林保護区を調査している。虫害と家畜食害の上に、日照りも加わって、野生リンゴ林は無残な状態となり、今後が心配されたが、大石らの調査・保護活動への尽力もあって、特別保護区となり、基礎研究建屋もでき、専属の管理人が置かれていた。

探索時間は2時間。それぞれが思う方向へ、より上部へと駆け上がって行った。

少し登ると、岩場が現れ、険しいガレ場、渓谷、尾根には様々な高山植物が動物の食害にも遭わず残っていた（この辺りには人間にとっては非常に厄介な植物：ヨモギイラクサまでもが繁茂してい



発見！岩棚の奥に

→  
最悪のイラクサ（大麻葉イラクサ）全葉にイラがくっついていような毒の刺を持つ

て、それを避けながら歩くのに苦労だった）。我々は、過去の経験から、この上部にそれが出現するのを確信したのだった。



## そいつは、現れた！

果たして、我々の予想どおりそいつは現れた。真っ白に透き通った翅に大きな赤門を散りばめて、突然谷から上がってきた。予想していたとはいえ、この旅での最初で最後のチャンスである。

思わず胸の鼓動が高まり、緊張して身が震えるのを感じた。

とはいえ、不安定な足場での出現である。どうにか体制を固定して、至近距離まで来るのを待たせたが、そいつは悠然と我々の頭の上を滑空して飛び去ってしまった。低いとはいえ、2千メートルを超えた山の斜面である。年齢と共に体力も落ち、気力だけで頑張っている我々にとっては、一旦遠ざかってしまった獲物を、ダッシュして追いかける体力はない。斜面上から下への追尾ならともかく、上へのダッシュは出来ない。さらにこの後、珍種（日本にいる同族亜種）クモマツマキチョウまでもが我々の目を横切った。この可憐で美しい蝶が大好きな大庭は、下痢で弱った体力も忘れ、夢中で猛ダッシュを試みた。案の定、足がもつれ、急な斜面・巨岩の間を2転3転。上から見ていて、そのあまりな転がりぶりに、最悪の事態も予想してしまった。しかし流石、かつてはヒマラヤ7000m級の初登頂にも成功した実績を持ち、不死身の大庭として鳴らしたただあって、ほとんどダメージもなく無事に立ちあがれて安堵したのだった。

## 2度あることは3度

これまで、我々は中国の奥地で2度も経験している。柳の下にはドジョウがいることを。諦めずに、信念を持って、探索し、努力を積み重ねて行けば、最後には必ず好結果が待ち構えていることを、身を以て経験していた。

大興安嶺探索しかり、大興安嶺再訪しかり。しかも、いずれの場合も最終日・最終チャンスをものにしている（既報参照）。今度も絶対に！という信念・気合で臨んでいた。

先ほどは、不意のことで取り逃がしてしまっていたが、この場所での生息は確実。残りは1時間、この間に絶対にゲットするのだと、意気込みは旺盛だった。



ついに、赤紋の天女  
パルナシウス発見

彩取りどりに咲く高山植物の上の巨岩を回り込んだところに、開けたお花畑があり、そこに、白い透き通った翅に彩鮮やかな赤門を散した天女：パルナシウスが幾つも舞い遊ぶ姿を見るに至って、今回の我々の大きな目的の1つが叶えられたことを確信したのだった。

## 新疆ウイグルの自治

2009年7月の自治回復運動（中国では暴動と呼んで、大弾圧が展開されている）のあおりを受



デパートも、本屋も、ホテルも公園でも、嚴重な荷物検査があった。



新疆ウイグル大学の副学長と、この中に友人がいないのが淋しい。

けて、この自治区の警備は嚴重を極め、現地の友人、知人、大学関係者、現地旅行社のメンバーにさえ、迂闊に連絡が取れない状態が続いている。

10数年前、岡山留学を終えて帰国していたこの区出身のウイグル系友人にさえ、これまで長らく安否不明が続いていた。

今回の協同調査挨拶のために訪れた各大学、研究所の関係者との会合の席で、恐る恐るその友人の名を出してみたところ、元気に職員として働いていることが告げられて、これも大収穫の一つとなった。ウルムチから辺境へ出発する間際には電話連絡も出来、帰国前に落ち合う手筈が出来ていた。

ところが、再度の搜索、スパイの嫌疑事件である。彼にあらぬ疑いがかかってはならない。やむなく、伝言と土産品、役立ちそうな採集機材などを託すことで再会は諦めざるをえなかった。

漢族とウイグル族の対立、中国政府の覇権・領土拡大・利権追求主義、漢族中心の経済開発・利権独占など、併合自治区の抱える問題は大きい。

今後、少しずつでも自治区少数民族の主権と生活が改善され、平和な生活が送れることを願うのみである（無理かなー？）。



近代化され、一見きれいにお洒落になり、市民は生活を楽しんでいる風ではあるけれど。



# 産業廃棄物相談窓口のご案内

平成23年度の産業廃棄物相談窓口及び担当者は次のとおりです。

## ◇岡山県環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班

岡山県庁：岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL.086-226-7308（ダイヤルイン）

課長	村木 智幸	主任	大森 圭介
参事	石川 浩二	主任	池田 和正
総括主幹 (産業廃棄物班長)	高橋 和宏	技師	豊福 聡史
副参事	浮田 信太郎	技師	藤沢 齐

## ◇県下各県民局

局名	担当課	TEL	課長	総括参事・ 総括副参事 (班長)	担当者
備前県民局	環境課 (廃棄物対策班)	086-233-9805	市田 友宣	白髪 輝夫	國府、奥井、倉本、井戸、 木下、岡崎
備中県民局	環境課 (廃棄物対策班)	086-434-7007	西平 強	二階堂日出伸	信森、下野間、瀬尾、中山、 芝、下宮、熊本、相原
美作県民局	環境課 (廃棄物対策班)	0868-23-1243	木村 宗正	矢部 良正	花田、河内、住吉、杉田、 西田、足立、飛峪

## ◇岡山市環境局 産業廃棄物対策課

岡山市役所：岡山市北区大供1丁目1番1号

TEL.(代表) 086-803-1000 (内線3930～3934)

(直通) 086-803-1303、1304

FAX.086-803-1737

e-mail sangyouhaikibutsutaisakuka@city.okayama.jp

## ◇倉敷市環境リサイクル局

リサイクル推進部

産業廃棄物対策課

倉敷市役所：倉敷市西中新田640

TEL.086-426-3385 (直通)

e-mail iwst@city.kurashiki.okayama.jp

課長	山地 由記				
課長補佐	鳴瀧 隆三、根岸 隆志				
(規制係)	(監理係)		(監視班)		
規制係長	後藤 義則	監理係長 (兼務)	根岸 隆志	嘱託員	青山 健輔
副主査	菱川 真輔	副主査	長谷井 誠	〃	四谷 甫
〃	藤原 浩恭	〃	木村真一朗	〃	石原 正悦
〃	藤田 求	〃	菊山 誠	〃	三浦 基宏
		主任	二宮 俊幸	〃	内田 正志
		〃	池田 明弘	〃	入矢 慧
				〃	渡邊 孝信
				〃	小山 徳芳

課長	佐藤 慶一
課長主幹	木村 則博
〃	内橋 正登
主任	笹川 靖雄
副主任	平田 忠
技師	石井 泰之
〃	藤田 智紀
主事	北野 智之

# 岡山東支部 視察研修会の開催

- ・開催日時 平成23年3月11日
- ・視察場所 パナソニックエコテクノロジーセンター（兵庫県加東市）  
使用済み家電製品のリサイクル工場
- ・参加人数 16名

3月11日と言えば東日本大震災の発生した日です。我々は視察を終え、帰りのサービスエリアのテレビで知りました。その時点ではまだ詳細はよく判らず、あのような大災害になるとは予想もしていませんでした。

さて、我々は当支部の会員さんでもある、ナカウンさんの観光バスを貸切り、パナソニックエコテクノロジーセンターへの視察研修を実施しました。この施設は毎年夏、青年部会が親子エコツアーの見学先としている使用済み家電製品のリサイクル工場です。

さすがにパナソニックという大企業の工場だけあって、最新の破砕機などが並び、クリーンな環境で作業が行われています。地デジへの切替もあり、現在はフル操業ということでした。

大震災後、節電をはじめ「エコ」に対する意識が急速に高まってまいりました。我々も循環型社会を目指す者として考えなければならない事や行動しなければならないことが山積みしています。参加者全員、この日を境に気持ちを新たにしました。





# 第18回岡山東支部総会・視察研修会

- ・開催日時 平成23年7月21日 15：00～視察研修会 17：00～岡山東支部総会 17：30～懇親会
- ・場所 視 察 先：エコシステム岡山㈱・バイオディーゼル岡山㈱様  
総会・懇親会：岡山プラザホテル
- ・参加人数 18名

岡山プラザホテルへ集合した参加者は、ナカウン観光さんのバスに乗り、今回の視察先 岡山市南区海岸通りのエコシステム岡山㈱・バイオディーゼル岡山㈱様へ向かった。

到着の後、エコシステム岡山㈱ 山内社長様とバイオディーゼル岡山㈱ 若林社長様より「DOWA岡山事業所」の概要説明をしていただいた。

広い事業所内をバスで移動し、まずエコシステム岡山㈱の中間処理場（焼却）を見学した。ここではシュレッダー業者から搬入されたASR（自動車破碎残渣）を選別・破碎し、焼却施設で処理している。

もちろん発生した熱は蒸気として回収し、サーマルリサイクルされている。次はバイオディーゼル岡山㈱のバイオディーゼル燃料製造設備を見学した。「使用済みてんぷら油」から、エステル交換と呼ばれる化学反応により作られる燃料を製造する設備である。自社トラックに利用してみたいという声が上がっていた。



DOWA岡山事業所様には貴重な時間を割いていた上、丁寧な説明・応対をしていただきありがとうございました。

記念写真撮影の後、一行はバスで岡山プラザホテルへ戻り総会が開会した。松本支部長・藏本顧問・稲村事務局長による岡本会長の祝辞代読の後、田中幹事より22年度事業報告・決算報告並びに23年度事業計画・予算について説明があり、すべてが承認された。また、支部役員は全員が留任となった。

木下幹事の乾杯のあいさつの後、懇親会がスタートした。名刺交換や情報交換が活発に行われた。あっという間に時間が流れ、原野幹事の閉会の辞で幕を下ろした。

総会や視察研修会への参加者がいまいち少ない事に事務局は頭を悩ませている。支部会員の皆様には積極的なご参加をお願いして、今回の報告と致します。



# (社)岡山県産業廃棄物協会 東備支部総会

- ・開催日時 平成23年4月14日(木) 16時から19時まで
- ・場所 瀬戸内市長船町「おさふねサービスエリア」2階会議室

総会に先立ち、備前県民局地域政策部環境課 総括参事 白髪輝夫様を講師にお迎えし、「廃棄物処理法の改正(平成23年4月1日実施)の概要」について、約1時間にわたり説明と質疑応答による勉強会を行った。

「建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化」「廃棄物処理施設の維持管理対策の強化(処理施設の定期検査の義務づけ)」「収集運搬業の許可制度の合理化」等、大変参考になる有意義な内容であった。

休憩をはさんで総会に入り、横山商事(株)横山支部長の開会挨拶の後、議事に入った。

平成22年度事業報告、収支決算報告に続き(株)山陽精油所の林田監事より監査報告、平成23年度事業計画、収支予算案と進み、いずれも満場一致で承認された。

つづいて、本年は役員改選の年であり選任方法を諮ったところ、役員全員重任と満場一致で承認された。

その他議案で、東備支部からの本部総務広報委員が欠員になっており、1名選出しなければならない旨説明があり、満場一致でコーワン(株)中山忠道氏が選任された。

以上で本総会のすべての議事が終了した。

その後、場所を替え懇親会に入り、(有)豊田建運の豊田副支部長の乾杯の音頭で会がスタートした。

おいしい料理に舌鼓を打ちながら情報交換や名刺交換等、和気あいあい楽しい時間はあっという間に過ぎ、最後にキョクトウ(有)寺尾理事の三本締めで、本日の予定をすべて終了した。

23年度も、クリーン作戦等々、頑張りたいと思いますので、支部会員の皆様多数のご参加、ご協力をお願い致します。

(東備支部 事務局 国近)



# 平成23年度倉敷南支部クリーン作戦

本年度の倉敷南支部クリーン作戦は、6月12日（日曜日）に開催しました。当支部のクリーン作戦が、なぜお休みの日曜日実施となるか？と云えば、その前日の6月11日（土曜日）に「蛍遊の水辺・由加」ホテルまつり開催後、遊歩道近辺のゴミ拾いを地元児島由加「蛍遊会」の方々と共に実施し、ゴミの処分を行い環境の美化を保つ…という行為をしているためでした。



これは昨年度に引き続き今回第2回目となりましたが、地域や地元の方々との交流の場であるとの意識も持った計画と行動であります。

一週間ほど前から天気予報では、雨、雨、雨、連日雨の予報でした。もちろんホテルまつりが開催されなければ、自動的にクリーン作戦の必要もなくなります。蛍遊会の会長様からは「雨でもホテルまつりは開催する!!」というご返事をいただいていたのですが、連日の雨に不安な気持ちも徐々に高まりつつありました。



と・こ・ろ・が・で・す。現実には驚いた事に、ホテルまつりの当日は昼ごろより雨が止み、夕方のホテルまつりは無事終了。またまた翌日のクリーン作戦当日は昼からの激しい雨となりましたが、朝の8時より実施していただきましたので、雨を免れ無事終了できました。

南支部協会員25名と蛍遊会の方35名とで実施し、最後は「ありがとうございます。また来年もよろしくお祈りします。」と地元蛍遊会の方々からお礼の言葉を頂きながら、お別れをさせていただきました。



## 「蛍遊の水辺・由加」ホテルについて

この水辺は生息環境の悪化により減少したホテルを復活させようと、国の補助を受けて整備された県内では珍しい石積護岸の水路です。

幅2mの水路に沿って遊歩道があり、肩に止まるくらい間近で多数のゲンジホテルを鑑賞することができますので、また来年となりますが是非ともお越しください。

# 備北支部クリーン作戦

11.5.26  
実施

当日は天気予報では雨でしたが幸いのことに曇りでした。

雨が降ると作業現場の道にクレーン車を置くことができずクレーン車が使えない手作業の辛い作戦になるため曇りであったことに本当に感謝したクリーン作戦でした。

作業終了と同時に雨が降ってきました。感謝感謝です。

今回のクリーン作戦は、中井町環境衛生実行委員会から町内すべての人が参加しての作業で協会員併せて83名ほどの大人数での作業となりました。

作業箇所は新見都の県境の高梁市中井町津々山ぎわ付近の高梁の水源地である沢で行われました。クリーン作戦場所は軽トラがやっと通るほどの狭さで県道から沢まで10メートルもある急傾斜の場所と長さ50メートルの沢です。

また沢の上の道はクレーン車を据え付けると道いっぱいとなるほどの道路幅で大きなゴミ以外はゴミを手作業で土嚢袋に詰めてゴミでいっぱいになった土嚢袋一つ一つを手作業で斜面と沢から県道にあげてそれを分別場所まで運ぶ手間のかかる作業現場でした。

県道から10メートル下の沢と斜面に総勢50名ほどが人海戦術でゴミを拾い、人力で県道にあげる作業を繰り返しました。急斜面にもゴミは散乱し

ており、斜面にも人がのぼり手作業でゴミを丁寧に拾って行きました。収集させられたゴミは作業現場の上流に設置されたゴミ分別場所で30名ほどが手作業で一つずつのゴミを丁寧に分別しそれぞれの品目ごとのコンテナに積み込みました。

4トンコンテナに山盛りで2車分になりましたが、ほとんどのゴミは泥まみれで農業用マルチが大半でした。他に廃家電・耕運機・ボイラーなどもあり人力ではあげることができないゴミもありましたがクレーン車と人の力で全て拾い上げました。

この作業がスムーズに迅速に出来たのも中井町環境衛生実行委員会から約60名もの人が参加したから出来た作業でした。最初は不可能だと思われたことも多くの人であれば出来ることを実感しました。

作業現場は長い間、ゴミが放置されていた場所でゴミを取っても取っても際限なく下からゴミが出てきましたが83名という大人数の作業のためあっという間にゴミまみれの斜面と沢は見違えるようにきれいになりました。

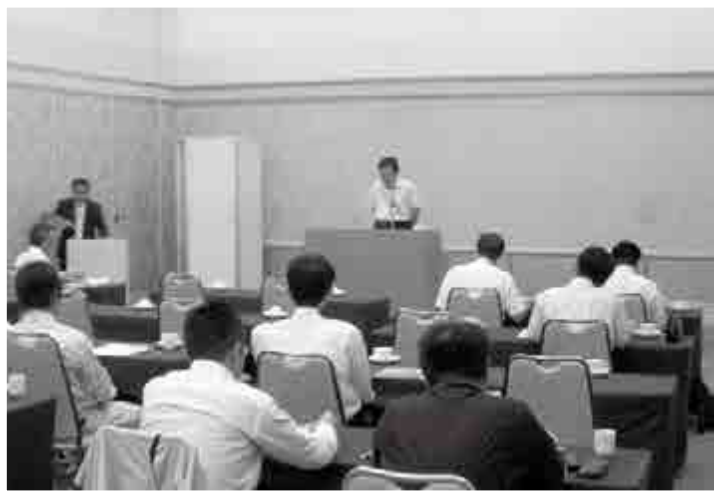
何よりもありがたかったのは昼の休憩時間に中井町の町内会の方がご飯の炊き出しを用意してくれ5月といえどもまだ肌寒い中、熱々のおいしい食事をとることができ、おかげで疲れも感じることなく午後の作業も引き続きスムーズに出来ました。

今回は地域の人の協力のもと事故もなく無事クリーン作戦が終了することができましたことに改めて感謝申し上げます。



# 第22回支部総会を開催

津山支部



- ・開催日時 平成23年7月22日（金）午後3時30分～
- ・場 所 津山鶴山ホテル

津山支部支部総会は上記の日程で、総会、講演会、懇親会の3部構成にて開催された。出席者は会員34名（委任状出席含む）であった。

総会では、横田支部長の挨拶の後、平成22年度活動報告・平成22年度決算報告・平成23年度活動計画の報告があり、いずれも満場一致で承認された。

続いて、4時より岡山県美作県民局環境課の総括参事 矢部良正様より、「産業廃棄物処理の法改正について」という演題での講演があった。岡山県が発行している「産業廃棄物ハンドブック－産業廃棄物の適正処理のため－」と、環境省作成の「廃棄物処理法の改正について」という2種類の資料を交えて、

- ①処理責任の明確化や罰則の強化等、廃棄物適正処理を確保するための対策の強化
- ②処理設備・施設の定期検査・情報公開等の維持管理対策の強化
- ③処理業者の優良化認定制度について
- ④多量排出事業者処理計画の規定と排出抑制について
- ⑤適正な循環的利用の確保について
- ⑥熱回収施設の促進と認定制度について
- ⑦収集運搬業許可の合理化について

等について、事例を交え具体的かつ詳細に1時間程度講演していただいた。今後の業務上、大変に重要な内容であるため、会員もメモを取り熱心に聴講していた。

その後は、懇親会が河原理事の乾杯の下開催され、自己紹介・情報交換等が活発に行われ、すべての日程が終了した。

## 最後に

平成23年度も第17回津山地域環境クリーン作戦や研修会等を企画しておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

# 中国地域協議会総会 山口市で開催

平成23年度中国地域協議会の総会が、6月14日（火）山口市で開催されました。

その概要は、次のとおりでした。

## 1 日時

平成23年6月14日（火） 午後3時から

## 2 場所

山口市湯田温泉4-5 「ホテルかめ福」

## 3 出席者

連合会：石井邦夫会長、片野光裕事務局長

連合会政治連盟：國中賢吉理事長

岡山県：岡本靖磨呂会長、横田一夫副会長、大塚雅司副会長、藏本忠男顧問、稲村義博専務理事兼事務局長

広島県：小川勲会長、木吉栄副会長、長瀬充良副会長、前田忠顯副会長、三谷哲也副会長、川本義勝特任理事、高橋俊宏特任理事、山本誠専務理事

山口県：吉本勝利会長、榎本隆博副会長、眞鍋啓介副会長、児嶋高英専務理事兼事務局長、阿部吉明事務局次長

島根県：福代明正会長

鳥取県：越生昭徳会長、伊藤源蔵専務理事兼事務局長

## 4 議事

中国地域協議会総会の開催にあたり、幹事県である山口県協会会長・吉本勝利勝義氏が挨拶、続いて、来賓として公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長・石井邦夫氏が挨拶した後、年度最初の協議会であるため、出席者全員が自己紹介を行った。

地域協議会の規定により吉本会長が議長を務めることとなり、次の議題について議事が進行された。

(1)平成22年度事業報告承認の件及び平成22年度収支決算報告承認の件

原案どおり承認された。

(2)平成23年度事業計画(案)承認の件及び平成23年度収支予算(案)承認の件  
原案どおり承認された。

(3)各県提出議題について

ア 公益法人改革への取組について

イ 東日本大震災に対する支援について

ウ 環境関連の技術開発への取組について

エ 産業廃棄物事業のグローバル化について

各県からの提案理由の説明並びに質疑応答の後、連合会の石井会長及び片野事務局長から関係事項について指導・助言を受けた。

(4)継続議題等について

ア 各県協会における政治連盟設置について

イ 中国及び四国地域協議会合同正副会長等会議の開催について

ウ 全産連委員会委員及び部会運営委員の異動について

上記議題は平成22年度からの継続議題等であるが、各県の考え方や状況を説明し、意見交換を行った。

以上をもって議事は全て終了したので、福代副会長（島根県協会）の挨拶で閉会した。



# 協会への入会勧誘のお願い

当岡山県産業廃棄物協会は、創設以来、産業廃棄物処理業者等の相互連携のもとに、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査・研究・研修・指導・情報提供等幅広い事業を実施することにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、産業の健全な発展に寄与するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところではありますが、社団法人として組織率は、未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し、業界発展の基礎になります。

1社でも多くの方が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要な条件であります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは正会員として、また、取引先の排出事業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いいたします。

## 【入会金及び会費】

	正会員			賛助会員
	収集運搬業		中間処理業	
	(車両2台以下)	(車両3台以上)	最終処分業	
入会金	30,000円		60,000円	30,000円
会費	月額：4,000円	月額：6,000円	月額：10,000円	年額：50,000円

## 【入会方法】

入会には入会申込書及び業の許可書のコピーを提出していただくこととなっていますので、下記協会事務所へ電話などご連絡いただければ、入会申込用紙をお送りいたします。

### 社団法人 岡山県産業廃棄物協会

〒701-1152 岡山市北区津高628-6  
TEL：086-254-9383 FAX：086-254-8766

# 紹介 新規入会正会員

(有) 福起園土木

代表取締役 竹入利計

<収集・運搬>

〒709-0721 赤磐市桜が丘東5-5-210  
TEL. 086-995-1356 FAX. 086-995-2458 [所属支部：東備]

(株) サンオリエント

代表取締役 磯崎慎一

<収集・運搬>

〒703-8266 岡山市中区湊338-19  
TEL. 086-200-2600 FAX. 086-200-2601 [所属支部：岡山東]

(有) 室生

代表取締役 南道文

<収集・運搬>

〒700-0803 岡山市北区北方2丁目6番24-1号  
TEL. 086-234-7785 FAX. 086-234-7786 [所属支部：岡山西]

(有) ケイ・ティ・アール

代表取締役 蓬萊徹

<収集・運搬>

〒701-1525 岡山市北区上高田2362番地の1  
TEL. 086-295-2777 FAX. 086-295-2778 [所属支部：岡山中央]

(株) プラスアルファー

代表取締役 伊原裕三

<収集・運搬>

〒701-0153 岡山市北区庭瀬974番地5  
TEL. 086-292-4448 FAX. 086-292-4449 [所属支部：岡山中央]

(株) 栄吉海運

代表取締役社長 神馬俊洋

<収集・運搬>

〒706-0027 玉野市日比5丁目10番16号  
TEL. 0863-81-7111 FAX. 0863-81-0422 [所属支部：岡山中央]

(株) トムコ

代表取締役 森元健二

<収集・運搬>

〒700-0011 岡山市北区学南町1丁目15番17番  
TEL. 086-233-0057 FAX. 086-233-0056 [所属支部：岡山西]

(有) 宝成建設

代表取締役 成本网佳司

<収集・運搬>

〒704-8152 岡山市東区宝伝3677番地  
TEL. 086-947-1811 FAX. 086-947-1911 [所属支部：岡山東]

(株) 陸海環境

代表取締役 時實典子

<収集・運搬>

〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄188-1  
TEL. 0869-22-2355 FAX. 0869-24-1155 [所属支部：岡山東]

(株) アーダ

代表取締役 蓬萊かすみ

<収集・運搬>

〒703-8232 岡山市中区関458番地の6  
TEL. 086-208-3310 FAX. 086-208-3312 [所属支部：岡山西]

(有) 旭誠開発

代表取締役 片山八英

<収集・運搬>

〒700-0803 岡山市北区北方1丁目10番20号  
TEL. 086-233-5886 FAX. 086-233-5887 [所属支部：岡山西]

(有) タカノリ産業

代表取締役 岩田栄治

<収集・運搬>

〒701-1462 岡山市北区大井2851  
TEL. 086-295-0889 FAX. 086-295-1183 [所属支部：岡山中央]

(株) 相和建設

代表取締役 光森敏文

<収集・運搬>

〒701-1153 岡山市北区富原518-1  
TEL. 086-253-1000 FAX. 086-255-0000 [所属支部：岡山中央]



# 平成23年度 許可申請に関する講習会予定表 (近県抜粋)

## ●新規許可講習会

◇産業廃棄物の収集・運搬課程

講習期間 2日間 受講料 ¥30,400

開催地	開催日	定員	申込先
京 都	平成23年 9月27日(火)～9月28日(水)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
高 知	平成23年 9月29日(木)～9月30日(金)	150	(社)高知県産業廃棄物協会 TEL：088-872-5056
兵 庫	平成23年10月18日(火)～10月19日(水)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
愛 媛	平成23年11月 1日(火)～11月 2日(水)	150	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL：089-986-3450
岡 山	平成23年11月 9日(水)～11月10日(木)	150	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
京 都	平成23年11月29日(火)～11月30日(水)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
山 口	平成23年12月13日(火)～12月14日(水)	140	(社)山口県産業廃棄物協会 TEL：083-928-1938
大 阪	平成23年12月20日(火)～12月21日(水)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
広 島	平成24年 1月18日(水)～1月19日(木)	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
徳 島	平成24年 2月 1日(水)～2月 2日(木)	150	(社)徳島県産業廃棄物処理協会 TEL：088-626-1381
兵 庫	平成24年 2月 7日(火)～2月 8日(水)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
京 都	平成24年 2月14日(火)～2月15日(水)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
大 阪	平成24年 3月13日(火)～3月14日(水)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016

◇産業廃棄物の処分課程

上段：処分課程のみ受講 講習期間 3日間 受講料 ¥48,300

※収集・運搬課程を同時受講することができます。

下段：両 課程同時受講 講習期間 4日間 受講料 ¥67,400

開催地	開催日	定員	申込先
愛 媛	平成23年 9月13日(火)～ 9月15日(木) 9月16日(金)	100	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL：089-986-3450
岡 山	平成23年10月18日(火)～ 10月20日(木) 10月21日(金)	150	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
京 都	平成24年 3月13日(火)～ 3月15日(木) 3月16日(金)	100	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402

◇特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

講習期間 3日間 受講料 ¥46,200

開催地	開催日	定員	申込先
広 島	平成23年 9月27日(火)～9月29日(木)	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
愛 媛	平成23年12月 7日(水)～12月 9日(金)	100	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL：089-986-3450
大 阪	平成24年 2月28日(火)～3月 1日(木)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016

◇特別管理産業廃棄物の処分課程 上段：処分課程のみ受講 講習期間 4日間 受講料 ¥68,000  
 ※収集・運搬課程を同時受講することができます。 下段：両 課程同時受講 講習期間 5日間 受講料 ¥97,600

開催地	開催日	定員	申込先
大阪	平成23年 9月26日(月)～9月29日(木) 9月30日(金)	100	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016

## ●更新許可講習会

◇産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 講習期間 1日間 受講料 ¥20,000

開催地	開催日	定員	申込先
兵庫	平成23年 9月 8日(木)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
京都	平成23年 9月21日(水)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
愛媛	平成23年 9月21日(水)	150	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL：089-986-3450
大阪	平成23年10月25日(火)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
広島	平成23年10月25日(火)	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
山口	平成23年11月 8日(火)	140	(社)山口県産業廃棄物協会 TEL：083-928-1938
京都	平成23年11月 9日(水)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
兵庫	平成23年12月 6日(火)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
香川	平成23年12月20日(火)	150	(社)香川県産業廃棄物協会 TEL：087-847-8400
大阪	平成24年 1月24日(火)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
岡山	平成24年 2月 2日(木)	150	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
広島	平成24年 2月23日(木)	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
兵庫	平成24年 3月13日(火)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177

◇産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程 講習期間 2日間 受講料 ¥25,200

開催地	開催日	定員	申込先
岡山	平成23年 9月15日(木)～9月16日(金)	100	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
兵庫	平成24年 1月18日(水)～1月19日(木)	100	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
京都	平成24年 3月 1日(木)～3月 2日(金)	100	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402

※収集・運搬課程を同時受講することができます。

(両課程受講料 ¥38,600)

## ●特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

講習期間 1日間 受講料 ¥12,000

開催地	開催日	定員	申込先
大阪	平成23年 9月 1日(木)	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
兵庫	平成23年 9月 9日(金)	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
京都	平成23年 9月22日(木)	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
愛媛	平成23年 9月22日(木)	150	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL：089-986-3450

大 阪	平成23年10月26日（水）	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
山 口	平成23年11月9日（水）	140	(社)山口県産業廃棄物協会 TEL：083-928-1938
京 都	平成23年11月10日（木）	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
岡 山	平成23年11月11日（金）	150	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
兵 庫	平成23年12月7日（水）	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
広 島	平成23年12月9日（金）	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
香 川	平成23年12月21日（水）	150	(社)香川県産業廃棄物協会 TEL：087-847-8400
大 阪	平成23年12月22日（木）	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
兵 庫	平成24年1月20日（金）	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
大 阪	平成24年1月25日（水）	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016
岡 山	平成24年2月3日（金）	150	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL：086-254-9383
京 都	平成24年2月16日（木）	150	(社)京都府産業廃棄物協会 TEL：075-694-3402
広 島	平成24年3月7日（水）	140	(社)広島県資源循環協会 TEL：082-247-8499
兵 庫	平成24年3月14日（水）	150	(社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL：078-371-3177
大 阪	平成24年3月15日（木）	150	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL：06-6943-4016



# 全国青年部中国ブロック第8回通常総会

全国産業廃棄物連合会青年部協議会中国ブロック青年部協議会の第8回通常総会が平成23年7月8日（金）に広島市のリーガロイヤルホテル広島音頭の間にて開催されました。

総会は広島県資源循環協会\*1青年部廣田さんの司会で、金島副会長（広島県）が開会宣言、中国ブロック青年部 上村会長（山口県）の挨拶から始まりました。来賓の広島県環境県民局環境部 産業廃棄物対策課 中川課長、一般社団法人広島県資源循環協会 小川会長より祝辞を頂戴し、上村会長を議長に選任し、議事に入りました。

第1号議案（平成22年度事業報告承認の件）

第2号議案（平成22年度収支決算書承認の件）

第3号議案（平成23年度事業計画(案)承認の件）

第4号議案（平成23年度収支予算(案)承認の件）

第5号議案（役員改選(案)承認の件）

が審議され、原案の通り承認されました。特に平成23年度の事業計画については平成24年岡山県で開催される全国産業廃棄物連合会青年部協議会第8回全国大会の準備委員会を発足・運営することとなり、全国大会を成功裡に収めるべく準備を始めていきます。

最後に三輪新会長（鳥取県）が挨拶に立ち、新役員としての抱負を述べ、総会は無事終了しました。

総会終了後、元広島東洋カープ選手で、現プロ野球解説者の達川光男さんの講演会「苦しみを笑いに変えた野球人生」がありました。達川さんの紹介映像が流れ、満を持しての登場。現役時代のエピソードや最近のプロ野球の状況、喝でおなじみの某番組裏話等、テレビの解説同様に、軽快なトークで笑いを誘ったかと思えば、高校、大学、プロ野球で日本一になった野球に対する取り組み・考えや苦労話等、好プレー・珍プレー番組で見ていた囁き戦術や当たってもいないのに当たったふりをし

た「デットボール」アピール等とは全く違う一面も見ることができ、あっという間の1時間30分でした。

講演会終了後、会場を移して懇親会が催されました。宴もたけなわとなったところで、ビンゴゲームが行われ、薄型テレビ、任天堂3DSから、広島名産のお好み焼きやお酒といった景品20品を獲得すべく、大いに盛り上がり、親睦を深めることができました。

注釈（社）全国産業廃棄物連合会の公益法人化に伴い、青年部協議会はその団体から除かれたため、名称の頭の社団法人をつけないこととしています。

※1 社団法人広島県産業廃棄物協会は平成23年4月1日付けで一般社団法人広島県資源循環協会に名称変更しております。



青年部会  
環境学習活動

# 環境学習の意義を確信



去る7月12日（火）に青年部恒例の環境学習を行いました。

今回は井原市の小学校としては4校目となる井原市立西江原小学校に行ってきました。

2時間目の授業時間をいただいて、4年生全員となる2クラスの生徒を集めていただき総勢48人で行いました。青年部からは6人のメンバーが参加しました。

西江原小学校の生徒は非常に元気がよく、クイズ形式で行う質問にも率先して手を挙げて答えていただきました。

今まで数々の小学校に環境学習で行かせていただいて感じるのは、4年生という物心がついてからのいろいろな知識が入って貴重な時期での教育というのは本当に大切だなということ。小学校によって同じ4年生を比べてみても理解力といった知能レベルもですが、挨拶などの道徳も含めて非常に差が生じてくるということを実感させられます。



そういった意味での西江原小学校の教育というのは素晴らしいと思いました。後日、各クラス代表から岡山県産業廃棄物協会宛にしっかりとしたお礼文が届きました。

環境問題を勉強し始めるその貴重な4年生生徒を対象に、学校では教えてくれない産業廃棄物という存在、さらには先生・教育委員会に対しても岡山県産業廃棄物協会の啓蒙を行えるというのは非常に意義のあることだと確信して、今後も青年

部環境学習を継続していきたいと思えます。



# 第7回 親子エコツアー

青年部会では、例年と同様に「親子エコツアー」を実施しました。

応募者309名の中より厳正な抽選により87名の参加となりました。

実施日は夏休みも終盤を迎えた、8月20日(土)、雨模様との予報の中、午前中は何とかもち、午後からは、若干の雨模様となりましたが、例年になく、過し易い気候の中での実施となりました。

実施内容は、「パナソニックエコテクノロジーセンター」の家電リサイクル工場の見学と、「三木ホースランドパーク」での環境学習をA班・B班の2班に別れ実施しました。



パナソニックエコテクノロジーセンターでは、家電リサイクルを目的として作られた国内最先端の施設ですが、不要になった家電製品がどのようにしてリサイクルされるのか、親子そろって興味深く見学していただけたようでした。

また、三木ホースランドパークでの環境学習では、畑部会長自ら、プレゼンテーションの前に、



皆さんの緊張を解そうと、マジックショーを行い、皆さんに笑顔をとどけ、充実した内容のプレゼンテーションが行われました。

なぜかそこに、もう一人のマジシャンが？……  
笑顔をとどけたことは、間違いありません。

説明を聞くときには、真剣な眼差しで、熱心に耳を傾けて見学される皆さんの姿は、力強い未来を予感させてくれるものでした。

今、日本は、東日本大震災の復興に全勢力を挙げて取り組まなければなりません。

そんな中、今日の子供たちを見ていると自然に元気が湧いてくるような気がします。

我が青年部も皆さんと一丸となり復興に向け何ができるのか、何をさせていただけるのか、今一度真剣に考え、積極的に活動して行きたいと思えます。

皆様のご協力をよろしくお願い致します。



## 井原市星空公園（井原市）



井原市が、海上保安庁の天体観測施設・旧美星水路観測所を改修し、望遠鏡に自動で星を探す装置を付けたほか、仮眠室などを設け、市星空公園（同市美星町宇戸）として整備した。

同公園は、光害の少ない大倉竜王山頂（標高516メートル）に位置し、本格的な天体観測が可能な大型望遠鏡を備え、昼間は見晴らしの良い景色が楽しめ、“星の郷（さと）・美星”の魅力アップを図っている。

## 編集後記

「3.11 東日本大震災」から半年が過ぎようとしております。早期の被災地の復興を願うばかりです。ただ、フクシマ原発の問題など課題は山積していますが、着実に復興の足音が聞こえていることも事実です。

我々業界としてお役に立てることを、一時的なものではなく、継続してゆくことを心がけて行こうではありませんか。 (T.M)

### 会報・くりん岡山 第44号

平成23年9月10日 発行

発行 社団法人 岡山県産業廃棄物協会  
〒701-1152 岡山市北区津高628-6  
TEL 086-254-9383 FAX 086-254-8766

編集 総務広報委員会

印刷 萌友出版





# Clean & Recycle

私たちは地域の未来に、真剣です。

ISO 14001

認証取得



JOA-EM2324

株式会社

## 西日本アチューマツトクリーン

代表取締役社長 藏本 忠男

### 事業範囲

●産業廃棄物処理業

収集・運搬

中間処理(脱水・選別・焼却・固形燃料製造)

最終処分(管理型・特別管理)

●一般貨物自動車運送事業

●リサイクル事業

建設汚泥の再資源化

流動化処理土製造 再生砂・再生砕石 製造

●レンタル・リース事業

選別機(トロンメルふるい機)・脱水機

●廃プラスチック類・木くず・

紙くず・繊維くずの再資源化

固形燃料(RPF)製造

●建設業

深掘工事・土木工事・とび土木工事

本社 〒703-8245 岡山市中区藤原50-1  
TEL(086)272-8042 FAX(086)271-1050  
URL <http://www.e-nac.co.jp>  
E-mail [nac@e-nac.co.jp](mailto:nac@e-nac.co.jp)

倉敷営業所 〒712-8044 倉敷市東塚5-17-58  
TEL・FAX(086)456-4433  
箕島事業場 〒701-0206 岡山市南区箕島字小松蔭3678番  
TEL・FAX(086)292-4647

赤磐工場 〒701-2226 岡山県赤磐市山口2131-4  
TEL(086)957-4919  
FAX(086)957-4922

# 環境と地域に優しい住民密着企業



JQA-EM1753

廃棄物収集運搬業(一廃・産廃)

中間処理業

## 有限会社 吉美

〒701-0165 岡山市北区大内田1367番地1

TEL (086)293-1052

FAX (086)292-2020

URL <http://www.kibigroup.com/>



# 倉敷メカニズム

Bye-Bye CO<sub>2</sub> プロジェクト

<http://www.kurashiki-mechanism.com>

地球温暖化対策 (GWC)、社会貢献 (CSR)、  
カーボン・マイナス・オン・リサイクル (CMR) に  
お役立てください。

**NIK 環境**   
〒711-0907 倉敷市児島上の町1丁目9-67  
TEL (086) 472-1828 FAX (086) 473-2117

事業系一般廃棄物収集運搬業 / 産業廃棄物処理・収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

4R (*Recycle, Reduce, Reuse, Refuse*) による

資源循環への構築に・・・チャレンジ!!

 **株式会社テベロップ岡山**

〒701-0213 岡山県岡山市南区中畦1118番地の3

TEL (086) 298-3125 FAX (086) 298-2927

E-mail [develop@orange.ocn.ne.jp](mailto:develop@orange.ocn.ne.jp)

# 環境にやさしく!!

単独処理浄化槽  
小型合併処理浄化槽 管理・清掃業務  
大型合併処理浄化槽

事業系一般廃棄物 収集運搬  
産業廃棄物  
排水管高圧洗浄・詰り抜き作業

## 昭和開発 株式会社

本 社 〒705-0003 備前市大内454-1  
営業所 〒701-4264 瀬戸内市長船町土師138-3  
TEL0869-66-7006 fax0869-66-9798  
E-mail syouwa\_k@grace.ocn.jp



## 財団法人岡山県環境保全事業団

計量証明事業登録: 岡山県第6-1号、第7-1号、第8-1号

財団法人岡山県環境保全事業団では、地域の環境をトータルに見つめる公的な環境科学センターとして、最新機器と卓越した技術を駆使し、正確で迅速な調査を実施しています。

- 移動式破砕機等の生活環境アセス
- 騒音・振動測定業務
- 悪臭測定業務
- 廃棄物・排水等分析業務
- 絶縁油中の微量PCB分析

(平成23年度は、岡山県、岡山市による微量PCB分析支援補助金制度があります。)



〒701-0212  
岡山県岡山市南区内尾665-1  
財団法人岡山県環境保全事業団 環境調査部  
TEL:086-298-2616 FAX:086-298-2617  
ホームページ: <http://www.kankyo.or.jp/>

# ボイラ発電・熱回収に最適

— ガス温度・ガス量安定、ばいじん量1/10 —

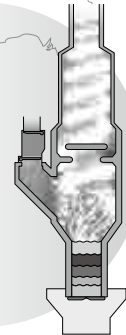
燃焼技術を究めて  
国内外142プラントの実績



## 縦型ストーカ式焼却炉 パーティカル炉®

ダイオキシン対策、サーマルリサイクルに最適

- 補助燃料不要でCO<sub>2</sub>を削減
- 一廃・産廃の混焼が可能
- 紙おむつ、汚泥など幅広く対応
- 焼却のための分別不要
- イニシャルコスト・ランニングコストを大幅に低減



あらゆる廃棄物をエネルギーに

# 株式会社 プランテック

よりよい環境を創造するエンジニアリング会社

- 営業品目 ● 廃棄物ボイラ発電・熱回収プラント ● 縦型ストーカ式焼却炉 ● 乾式反応集じん装置 [ プランテック式プレコートバッグフィルタ ]  
● 焼却炉高度排ガス処理設備 ● 各種環境装置関連プラント等の計画・設計・製作・施工・メンテナンス業務

■ 本 社 〒550-0003 大阪市西区京町堀1丁目6番17号 TEL.06-6448-2200(代表) FAX.06-6448-2250(代表) ■ 東京支社 ■ 北海道営業所 ■ PLANTEC EUROPE (スイス)



[www.plantec-kk.co.jp](http://www.plantec-kk.co.jp)



[infopt@plantec-kk.co.jp](mailto:infopt@plantec-kk.co.jp)

世界の基準を変え、世界へ信頼を選びます。

**ISUZU**



## いすゞ自動車中国四国株式会社

■ ポスト新長期排出ガス規制適合エンジン搭載

いすゞ次世代エンジン **D-CORE**

### 岡山支社

岡山サービスセンター : 岡山市中区藤崎592-1 TEL 086-274-1111

倉敷サービスセンター : 倉敷市中島1522-1 TEL 086-465-7511

津山サービスセンター : 久米郡美咲町打穴中1015 TEL 0868-66-1141

クリーンアイセル



環境  
改善

物流  
効率化

安全  
安心



倉庫は、  
改善の宝庫だ。

「倉庫を改善したら、  
日本は物流から元気になる。」

豊富な物流ノウハウを基にトータルシステムづくりで、  
経営の効率化を実現できます。高まるエコニーズにも、  
環境対応車でお応えします。

あなたの会社には、まだまだ改善すべきことが、手つかずのまま眠って  
いませんか。倉庫の改善は、経営の改善に直結する企業の重要課題  
です。トヨタL&Fは、お客様それぞれの実状やニーズに合わせ、最適な  
ソリューションをご提案する。言わば「物流パートナー」。物流現場の  
問題点の把握に始まり、物流稼働の安定、さまざまな機器を組み合わせ  
たシステム構築、そしてメンテナンスや安全指導まで、トータルでお手伝いし、  
物流ビジネスの効率アップを目指します。またハイブリッドや電動車の導入に  
より、トータルで今企業に求められる環境負荷低減の課題にもお応えします。

物流ビジネスにもっと効率を。

ますます高まるエコニーズにも、豊富な環境対応車ラインアップでお応えします。



HYBRID



GENEO-B



GENEO-E



GENEO-R



7FD60,70,85



マニピレーター



クラビナ1



クラビナ2



トーイングトラクター

※ トーイングトラクターは、コンテナモデルです。市販の車種はカラーが異なります。

詳しくは新しくなった  
ホームページをご覧ください。

[www.toyota-lf.com](http://www.toyota-lf.com)

L&F

検索

TOYOTA L&F  
Logistics & Parts

トヨタL&F岡山株式会社  
本社営業所／岡山市北区久米160  
☎086-241-5388



## 資源を活かす、不断の力。

人のために、環境のために、  
資源を活かし、環境をいたわる、日立建機のソリューション。

生活の中から生み出される多くの金属スクラップ。

それらを効率よくリサイクルできれば、

現代の人類にとって最大のテーマである「循環型社会」の礎を築くことができます。

日立建機はメタルリサイクル業に携わる全ての方々が安全かつ効率的に作業が行えるよう、

日立オンサイトスクリーニングアンドソリューション・Hi-OSS<ハイオス>を開発。

メタルリサイクルの効率化と循環型社会の実現に、

幅広い製品と革新的技術でお応えいたします。



電動仕様機



ホイール式スクラップ仕様機



自動牽解体機



汎用仕様機



マグネット仕様機



日立建機株式会社

中国支店 岡山営業所 岡山県倉敷市三田274-1 〒710-0001

TEL:(086)462-0815 FAX:(086)462-8317 URL:<http://www.hitachi-kenki.co.jp>